

夜間休日医薬品供給体制整備の情報公開の細則

1. 本細則は、夜間休日において調剤の求めがあり、在宅業務の実施があった場合に、その業務内容、とりわけどのような医薬品が必要になったのかを会として管理することを目的として定める。
2. 夜間休日において調剤の求めがあり、在宅業務の実施があった場合には速やかに、その処方内容を本会にメールで報告すること。

本会メールアドレス yamatoayaseyaku@kkh.biglobe.ne.jp

3. 報告は、以下の内容とする。

薬局名：

薬剤師名：

調剤、在宅業務に応じた日時：

医療機関名：

処方内容：